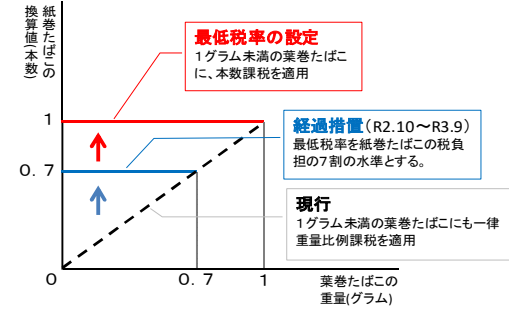
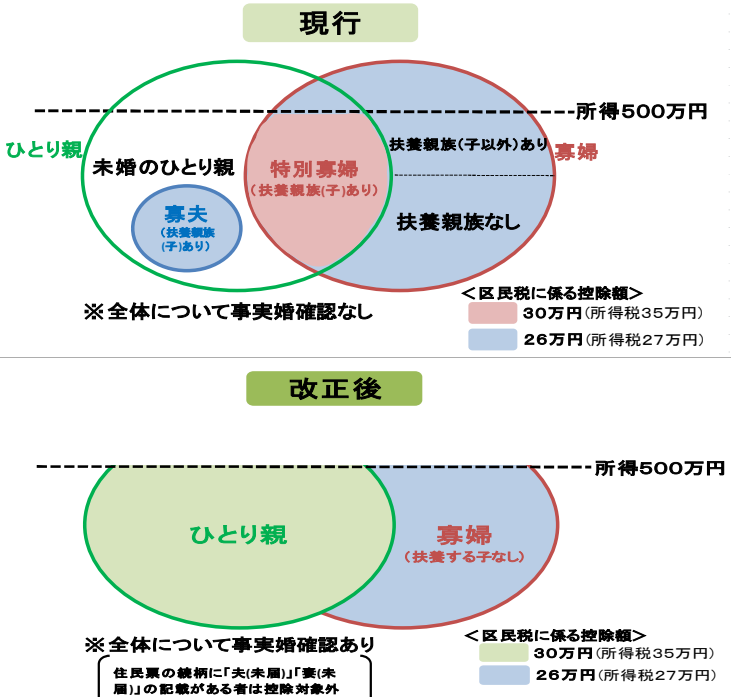


第41号議案

「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」の概要

総務委員会資料
令和2年6月29日
総務部 税務課

項目	内容	内容	施行期日	該当条文											
(1) 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し等	<p>① 1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこ(リトルシガー)について、最低税率を設定する(重量比例課税から本数課税へ見直し)。 ただし、たばこ事業者への影響を考慮し、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻きたばこ」と見なして課税する経過措置を講じ、最低税率を段階的に引き上げる。</p> <p>② 次の製造たばこの売渡し等をする場合における特別区たばこ税の減免について、「課税免除事由に該当することを証するに足りる書類」の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造たばこの本邦からの輸出または輸出を目的で行われる輸出業者に対する売渡し ・本邦と外国との間を往来する本邦の船舶または航空機に船用品または機用品として積み込むための製造たばこの売渡し 	<table border="1" data-bbox="1469 388 1825 567"> <tr> <th>課税方式</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <td>紙巻たばこ</td> <td>本数課税</td> <td>本数課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">葉巻たばこ</td> <td>1グラム未満</td> <td>本数課税</td> </tr> <tr> <td>1グラム以上</td> <td>重量比例課税</td> </tr> </table> 	課税方式	現行	改正後	紙巻たばこ	本数課税	本数課税	葉巻たばこ	1グラム未満	本数課税	1グラム以上	重量比例課税	<p>① 令和2年10月1日 ② 令和3年10月1日</p>	<p>第49条 第51条 第51条の3</p>
課税方式	現行	改正後													
紙巻たばこ	本数課税	本数課税													
葉巻たばこ	1グラム未満	本数課税													
	1グラム以上	重量比例課税													
(2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直し	<p>全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、以下の改正を行う。</p> <p>① 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除(控除額30万円)」を適用する。</p> <p>② ①以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定する。</p> <p>※所得500万円(年収678万円)以下の「扶養親族(子以外)を持つ死別・離婚の女性」、「扶養親族がない死別女性については、現行のままとする。</p>		<p>令和3年1月1日</p>	<p>第10条 第17条 第23条 第24条の2 第24条の3</p>											
(3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	<p>個人が、都市計画区域内にある低未利用土地等(※1)で、その年1月1日に所有期間が5年を超えたものの譲渡(※2)を一定の期間(※3)にした場合に、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得金額から100万円を控除(※4)することができることとする。</p> <p>(※1)低未利用土地…低未利用土地またはその上に存する権利 (※2)譲渡…その個人の配偶者その他一定の特別の関係がある者に対してするものおよびその上にある建物等を含めた譲渡の対価の額が500万円を超えるものは除かれる。 (※3)一定の期間…令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間 (※4)控除…当該特別控除の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地またはその上に存する権利について、その年の前年または前々年に当該特別控除を受けていないこと。</p>		<p>令和3年1月1日</p>	<p>付則第10条</p>											
(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長	<p>区民税における優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡による長期譲渡所得に係る税率を軽減する特例について、次の掲げる譲渡を適用対象から除外した上、適用期限(現行:令和2年度)を令和5年度まで3年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡 ・都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡 		<p>公布の日</p>	<p>付則第11条</p>											

第41号議案

「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」の概要

総務委員会資料
令和2年6月29日
総務部 税務課

項目	内容	施行期日	該当条文
(5) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例に係る適用期限の延長	農業を営む個人が、飼育した肉用牛(1頭当たりの売却価額が100万円(交雑牛は80万円、乳牛は50万円)未満の肉用牛)を家畜市場等で売却した場合に、その事業所得に係る区民税を免除する特例について、 <u>適用期限(現行:令和3年度)を令和6年度まで3年間延長する。</u>	公布の日	付則第4条
(6) 徴収猶予の特例の創設	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例(※)を設ける。</p> <p>※…本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する区民税等について適用する。また、施行日前に納期限が到来している区民税等についても遡及して適用できることとする。</p>	公布の日	付則第17条
(7) 指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の適用	<p>新型コロナウイルス感染症対策として中止等した文化芸術・スポーツイベント(※)に係るチケットの払戻請求権を放棄した場合において、その金額分(年間上限額20万円)を「寄附」とみなし、寄附金税額控除の適用を受けられるものとする。</p> <p>※…日本国内で不特定多数の者を対象に、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、または開催する予定であったもので、文部科学大臣が指定したイベントのうち、区長が指定したもの</p>	令和3年1月1日	付則第18条
(8) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化	<p>① 住宅ローン控除に係る控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、以下の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、当該特例措置の対象とする。</p> <p>(1) 一定の期日までに契約が行われていること</p> <p>ア 注文住宅の新築の場合:令和2年9月末まで</p> <p>イ 分譲住宅・既存住宅の取得または増改築等の場合:令和2年11月末まで</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅または増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと</p> <p>② 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除に係る入居期限「取得等の日から6カ月以内」について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、以下の要件を満たしていれば、当該入居期限が「増改築等完了の日から6カ月以内」とする。</p> <p>(1) 一定の期日までに増改築等の契約が行われていること</p> <p>ア 既存住宅の取得の場合:取得日から5カ月後まで</p> <p>イ 関連税制法案の施行の日から2カ月後まで</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと</p>	令和3年1月1日	付則第19条
(9) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。	公布の日	付則第5条の2

	現行	特例
適用要件	事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入できないと認められるとき	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月から納期限までの任意の期間(1カ月以上)において収入が相当減少(前年同期比概ね20%以上の減)した場合で、一時に納付・納入が困難と認められるとき
担保の提供	原則、必要(※)	不要
延滞金	軽減	免除

(※)猶予を受けようとする金額が100万円以下または猶予期間が3カ月以内である場合には、担保不要。

<参考:現行>

寄附金の区分	所得税	区民税(個人)
国に対する寄附金	○	×
地方団体に対する寄附金	○	○
指定寄附金 (公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)または団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し、緊急を要する特定の事業に充てられるもの)	○	指定すれば○
特定公益増進法人に対する寄附金 (独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人等に対するもの)	○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金	○	
NPO法人に対する寄附金 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 それ以外のNPO法人	○ ×	
政党等に対する政治活動に関する寄附金	○	×

<参考:現行>

居住開始時期	~平成26年3月	平成26年4月~令和3年12月 ※消費税率8%が適用される住宅の取得等	令和元年10月~令和2年12月 ※消費税率10%が適用される住宅の取得等
控除限度額		所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年間	10年間	13年間
控除率	1%	1%	1%
住民税からの控除上限額	9.75万円	13.65万円	13.65万円
主な要件	①自ら居住するための住宅 ②床面が50㎡以上 ③合計所得金額3,000万円以下 ④住宅ローン借入期間が10年以上 ⑤取得等の日から6カ月以内に入居 など		

<参考:現行>

対象 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)

措置内容 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

品川区特別区税条例新旧対照表

新	旧
【第1条による改正】	
<p>(納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金)</p> <p>第8条 納税者または特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、またはその納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額に、その納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本条において同じ。）の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれかまたは同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額、ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額または基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。</p> <p>(区民税の申告等)</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）もしくは法第314条の</p>	<p>(納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金)</p> <p>第8条 納税者または特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、またはその納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額に、その納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本条において同じ。）の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれかまたは同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額または基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。</p> <p>(区民税の申告等)</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）もしくは法第314条の</p>

新	旧
<p><u>2第4項</u>に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書または同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項または前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項または前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除または寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失または雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p> <p>6 第1項または前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げ</p>	<p><u>2第5項</u>に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）および第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書または同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、区民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項または前項の申告書を区長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項または前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除または寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失または雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を区長に提出することができる。</p> <p>6 第1項または前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げ</p>

新	旧
<p>る事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項もしくは第3項の規定により前年の給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者または同条第4項ただし書の規定により給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票またはその写しを提出させることができる。</p> <p>8 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名または名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項または法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長</p>	<p>る事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項もしくは第3項の規定により前年の給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付される者または同条第4項ただし書の規定により給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができる者に、当該源泉徴収票またはその写しを提出させることができる。</p> <p>8 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第9条第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、区内に有する事務所、事業所または家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名または名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項または法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長</p>

新	旧
<p>に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p>	<p>に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者<u>もしくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p>

新	旧
<p>(3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等(以下この条および第51条の3において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満</p>	<p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等(以下この条および第51条の3において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>

新

の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ

旧

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ

新	旧
<p>当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（<u>同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。</u>）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定</p>	<p>当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定</p>

新	旧
<p>する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第51条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等をする場合には、当該売渡しまたは消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。</p> <p><u>2 前項（法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等について、第51条の3第1項または第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>3 第1項（法第469条第1項第3号または第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>4 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第47条の2の規定を適用する。</u></p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつ</p>	<p>する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第51条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等をする場合には、当該売渡しまたは消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。</p> <p><u>2 前項の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第47条の2の規定を適用する。</u></p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第51条の3 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつ</p>

新	旧																
<p>ては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第3項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="190 715 1108 882"> <tr> <td>1月および2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月および5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>7月および8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月および11月</td> <td>12月</td> </tr> </table> <p>3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を区長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式によらなければならない。</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項または第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第52条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に</p>	1月および2月	3月	4月および5月	6月	7月および8月	9月	10月および11月	12月	<p>ては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第2項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1176 715 2083 882"> <tr> <td>1月および2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月および5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>7月および8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月および11月</td> <td>12月</td> </tr> </table> <p>3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を区長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式によらなければならない。</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項または第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第52条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に</p>	1月および2月	3月	4月および5月	6月	7月および8月	9月	10月および11月	12月
1月および2月	3月																
4月および5月	6月																
7月および8月	9月																
10月および11月	12月																
1月および2月	3月																
4月および5月	6月																
7月および8月	9月																
10月および11月	12月																

新	旧
<p>応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>付 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第51条の3第5項および第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する</p>	<p>応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>付 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第51条の3第5項および第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する</p>

新	旧
<p>場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条までの規定」とあるのは、「前条までの規定および付則第4条第2項」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第3</p>	<p>場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条までの規定」とあるのは、「前条までの規定および付則第4条第2項」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条および第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第3</p>

新	旧
<p>3条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項および付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項および付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等</p>	<p>3条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項および付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項および付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 付則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等</p>

新	旧
<p>(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲</p>	<p>(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得のもととなる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲</p>

新	旧
<p>渡に該当しないものとみなす。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>第17条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の2の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第19条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	<p>渡に該当しないものとみなす。</p>
【第2条による改正】	
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（以下この条および第51条の3において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第49条 たばこ税の課税標準は、第47条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（以下この条および第51条の3において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満</p>

新	旧																												
<p>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p>	<p>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 268 869 309">区分</th> <th data-bbox="873 268 1108 309">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 312 869 347">1 喫煙用の製造たばこ</td> <td data-bbox="873 312 1108 347"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 351 869 386">ア 葉巻たばこ</td> <td data-bbox="873 351 1108 386">1グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 389 869 424">イ パイプたばこ</td> <td data-bbox="873 389 1108 424">1グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 427 869 462">ウ 刻みたばこ</td> <td data-bbox="873 427 1108 462">2グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 466 869 501">2 かみ用の製造たばこ</td> <td data-bbox="873 466 1108 501">2グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 504 869 539">3 かぎ用の製造たばこ</td> <td data-bbox="873 504 1108 539">2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1180 268 1859 309">区分</th> <th data-bbox="1863 268 2098 309">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1180 312 1859 347">1 喫煙用の製造たばこ</td> <td data-bbox="1863 312 2098 347"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 351 1859 386">ア 葉巻たばこ</td> <td data-bbox="1863 351 2098 386">1グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 389 1859 424">イ パイプたばこ</td> <td data-bbox="1863 389 2098 424">1グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 427 1859 462">ウ 刻みたばこ</td> <td data-bbox="1863 427 2098 462">2グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 466 1859 501">2 かみ用の製造たばこ</td> <td data-bbox="1863 466 2098 501">2グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 504 1859 539">3 かぎ用の製造たばこ</td> <td data-bbox="1863 504 2098 539">2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ</p>	<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ</p>																												

新	旧
<p>当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定</p>	<p>当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定</p>

新	旧
<p>する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第1条中品川区特別区税条例第49条第2項にただし書を加える改正規定および同条第4項の改正規定ならびに付則第4条の規定 令和2年10月1日</u></p> <p><u>(2) 第1条中品川区特別区税条例第17条および第23条第1項ただし書の改正規定、付則第2条の2、第10条第1項および第11条第3項の改正規定ならびに付則に3条を加える改正規定（付則第17条に係る部分を除く。）ならびに次条ならびに付則第3条第2項および第3項の規定 令和3年1月1日</u></p> <p><u>(3) 第2条および付則第5条の規定 令和3年10月1日</u> <u>(延滞金に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第1条の規定による改正後の品川区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u> <u>(区民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例第17条および第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例</u></p>	<p>する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p>

新	旧
<p><u>による。</u></p> <p><u>3 令和3年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）または旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。</u></p> <p><u>4 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用する。</u></p> <p><u>5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。</u></p> <p><u>（特別区たばこ税に関する経過措置）</u></p> <p><u>第4条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第5条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>（品川区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）</u></p> <p><u>第6条 品川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年品川区条例第3号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第1条のうち第10条第1項第2号の改正規定中「、寡夫または単身児童扶養者」を「またはひとり親」に改める。</u></p>	
<p>【品川区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年品川区条例第3号）の改正】</p>	

新	旧
<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税にかかる所得割」という。)を除く。)を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦<u>またはひとり親</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税にかかる所得割」という。)を除く。)を課さない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫または単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>